

今こそ問われる労働者の権利

2024年1月10日
尼崎地区労新年旗開き

1. 日本の労働者の現状と人間の尊厳

- 労働者の置かれている状況は
- 人間の尊厳の侵害
「生存権」(健康で文化的な最低限度の生活)を越える問題
- 労働基準法 1 条 1 項:「人たるに値する生活」

2. ヨーロッパとの相違をもたらすもの

(1) 資本主義社会の必然か

- ヨーロッパ諸国との大きな相違
- 2つの条件の相違。
法律による保護の程度
労働条件決定への労働者(集団)の関与

(2) 法律による規制

- 労働時間・・・EU 指令では、時間外労働を含めて週 48 時間
日本では、「働き方改革」では、時間外・休日労働が 1 ヶ月で 100 時間未満、複数月平均で 80 時間以下。これは過労死基準そのもの。
- 最低賃金・・・ドイツでは現在時給 12.41 ユーロ(日本円に換算して、1967 円)。
日本はようやく 1000 円で、先進国で最低。
- 有期労働契約・・・ドイツ、フランスでは、有期労働契約で人を雇うためには「合理的な理由」が必要。日本では、有期労働契約の締結は自由

(3) 労働条件決定への労働者(集団)の関与が決定的に弱い

- たとえば、ドイツ
産業別労働協約
事業所協定。
労働契約・・・職務内容と勤務場所(配転・出向)
- 日本
労働協約の形骸化・・・賃上げは「お願い」
36 協定は、使用者のいうまま。
就業規則は、使用者が一方的に決定し、変更する(労基法 90 条)

(4) 国家法と労使自治

いずれか一方がうまく機能しなければならないが、日本は両方ともダメ。

→使用者の単独決定が支配

3. ストライキができる労働組合を

(1) ストライキに関する欧米と日本

＜アメリカやヨーロッパにおけるストライキの波＞

- アメリカの UAW(全米自動車労働組合。組合員約 15 万人)が 6 週間のスト
- ハリウッドの脚本家と俳優のストライキが、100 日後に終結。
- 全米運輸労働組合…ストをかまえて、賃上げと配送車内のエアコン設置要求を実現
- イギリス…2 月 1 日のストライキの山場には、全国教職員組合、公務員組合、
鉄道労働者など 50 万人がストライキに参加。
2 月には NHS(国民医療サービス)でスト。看護師約 10 万人、
救急隊員 1 万 2000 人が参加。
- フランス:年金支給開始年齢を 62 歳から 64 歳に引き上げる案に対して、労働組合が
主導する全国で数百万規模のデモが展開

＜日本のストライキ＞

8 月 31 日。百貨店大手のそごう・西武のストライキ

医労連のストライキ

ヤマト運輸の解雇反対闘争

- 日本のストライキの特徴
 - ① 圧倒的に数が少ない。
 - ② 時間が短い(貫徹ストかデモストか)
 - ③ ストライキが珍しいからメディアで大きく騒がれる。

(2) 日本ではなぜストライキが少ないか。

- 憲法や法律の問題ではない。日本国憲法の争議権保障は世界最高(公務員は別)
- 企業別組合:労働組合の闘う姿勢の欠如
- ユニオンの場合:組織単位で占める組合員の比率が低いから、賃上げなどの労働条件の
改善は容易ではない。
- 市民の理解
市民の団結権保障に関する知識はきわめて低い。
NHK 放送文化研究所『現代日本人の意識構造[第 9 版]』(2020 年)
橋下市長による組合弾圧の経験
市民は組合さらいか?

- 市民=労働者?
労働組合は自己利益を追求するエゴイスト集団か?
- 労働組合のディレンマ:組合員の要求と市民の理解

4. 労働組合の取り上げるべき課題

- ① 賃上げ、時短などの労働条件要求の実現。使用者向けの要求の場合には、団体交渉・ストライキ、36協定の見直し。国に対しては、最賃引き上げ、労働時間の上限設定などの制度要求。
- ② 仕事内容の改善
会社のコンプライアンスに関する取組
ダイハツ事件の例
仕事のやりがい(←→やりがい搾取)
仕事の社会的意義、仕事への一定の裁量(裁量労働時間制とはまったく別)
- ③ あらゆるハラスメントの根絶
ジャニーズ、宝塚歌劇団に労働組合があったなら?
- ④ 生活問題(社会保障、税金、住宅、保育、教育など)
- ⑤ 市民的・政治的課題(環境問題、平和問題)

5. 労働組合の活動形態

- 基本的には、団体交渉→ストライキ。
- 宣伝活動。労働者への働きかけ、使用者、関連団体等への圧力
山紀会事件:組合による医師会等への訴えを理由とする損害賠償請求。
宣伝活動(表現の自由、団体行動)の自由

6. 政治と労働組合

- 法令の改正による労働条件基準の引き上げの重要性
「悪法反対」だけでは足りない。積極的な立法要求、制度要求を。
- 国政選挙と労働組合
特定政党支持の問題・・・少数派組合員の問題。
野党共闘への期待。しかし、「連合」会長が妨害。

講師:西谷 敏(にしたに さとし)
大阪市立大学法学部名誉教授